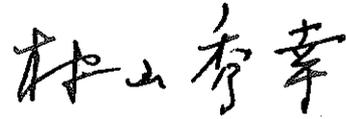


新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年2月9日

新潟県後期高齢者医療広域連合長



新潟県後期高齢者医療広域連合条例第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「地方税法第314条の2第2項に規定する金額」を「同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「同条第2項に規定する金額」を「同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第4号中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改める。

第19条第2項に次のただし書を加える。

ただし、広域連合長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第19条の2を削る。

附則第2条を次のように改める。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であつて前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けたものについては、第15条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額)及び」と、「同法第314条の2第2項第1号」とあるのは「地方税法第314条の2第2項第1号」と、「110万円」とあるのは「125万円」と、同項第2号及び第3号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額)」と、「同条第2項第1号」とあるのは「地方税法第314条の2第2項第1号」とする。

附則第4条及び第5条を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第15条及び附則第2条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(以下「改正前の条例」という。)附則第4条及び第5条の規定による令和2年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第19条の規定は、この条例の施行の日以後に申請のある保険料の減免について適用し、改正前の条例第19条及び第19条の2の規定は、同日前に申請のあった保険料の減免について適用する。